

京都大学施設整備委員会規程等の一部を改正する規程

(平成十七年達示第五十四号)

- 第一条 京都大学施設整備委員会規程(平成十六年達示第六十五号)の一部を次のように改正する。
- 第二条 京都大学環境・安全・衛生委員会規程(平成十六年達示第六十七号)の一部を次のように改正する。
- 第三条 京都大学高等教育研究開発推進センター規程(平成十六年達示第五十二号)の一部を次のように改正する。
- 第四条 京都大学における全学共通教育の実施に関する規程(平成十五年達示第一号)の一部を次のように改正する。
- 第五条 京都大学百周年時計台記念館規程(平成十五年達示第四十五条)の一部を次のように改正する。
- 第六条 京都大学高圧ガス製造施設危害予防規程(昭和四十九年達示第三十一号)の一部を次のように改正する。
- 別表第二医学部附属病院液化酸素製造施設の項中「医学部附属病院管理課長」を「医学部附属病院経理・調達課長」に改める。

この規程は、平成十七年六月十六日から施行し、平成十七年四月一日から適用する。